

## 令和6年度（6年4月1日～7年3月31日）安全衛生計画書

基本方針	当社は「従業員の人命尊重」を基本理念として、安全衛生管理体制を確立し、それぞれの持ち場・立場での安全衛生活動を展開する。
------	--

安全衛生目標	1. 死亡・重大な休業災害 0件 2. 不安全行動・安全設備不使用からの労災 0件 3. 交通労災（物損含む）0件
--------	---

安全衛生上の課題及び特定した危険性又は有害性	1. 不安全行動・不安全状態による休業災害が1件、不休災害が1件発生している。 2. KY活動で、高所からの墜落・転落災害が予測されている。 3. 交通事故（物損）が3件発生している。
------------------------	--

安全衛生管理体制	管理者名	役職名	氏名
	総括安全衛生管理者	代表取締役	檜村伴睦
	安全衛生統括責任者	工事部長	高橋幹夫
	雇用管理責任者	代表取締役	檜村伴睦
	安全衛生推進者	安全委員長	柳田浩範
	安全衛生委員	結城晴夫、大上賢志、古家守 紅野庄二、前谷公樹	

令和6年 4月 1日

株式会社 正栄組

令和6年度・スローガン

違和感はすぐに再確認、みんなで探そう危険のメ

重点施策	実施項目	目標	担当者	年間スケジュール												実施上の留意点	評価
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
安全衛生管理体制の確立	1. 安全衛生協議会を充実させ、協力会社を含め全体一体となった活動を展開する。	・毎月1回 100%	・工事担当責任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・社員や協力会社から積極的に意見を聞き運営する。	
	2. 過去に起こった災害があった作業については事前に打合せ、検討会を行う。	・当該作業 100%	・工事部部長職長													・休業災害又は重大な損害を起こした物について行う。	
	3. ヒヤリハットの速やかな報告と全体周知	・ヒヤリハット事象 100%	・全員													・チャットでのタイムリーな周知（重大な事象は事故と同様の再発防止策を検討）	
重機関連災害の防止	1. 重機作業では立入禁止措置を行う。	・作業前に 100%	・職長・作業員													・職長は巡回し確認する。	
	2. 誘導員を配置する。	・〃	・職長													・職長が事前に準備する。	
研り・解体作業時の災害の防止	1. 作業手順書を作成する。	・作業開始前 100%	・職長													・作業開始前に必ず作成する。	
	2. 作業開始前にミーティング（打合せ）を行う。	・作業開始前 100%	・職長・作業員													・朝礼後、休憩時、作業変更時に職長・作業員と一緒に確認する。	
	3. 作業中の手順遵守を徹底する。	・作業中 100%	・職長・作業員													・職長が1日2度巡回し指導する。	
	4. 作業中の指導・監督を確実に行う。	・作業中 100%	・職長													・KYで決めた対策を実行する。	
	5. 作業開始ごとに各自、安全確認を行う。	・1日4回以上	・全作業員														
交通労働災害・車両事故の防止	1. 毎日、運行前の車両点検の徹底及び運行経路の確認を徹底する。	・運行前 100%	・管理者・運転者													・翌日の使用する車両の点検と運行経路の確認をする。	
	2. 安全運転5則を励行する。	・運転時 100%	・運転者													・運転マナー向上教育を行う。	
	3. 車両バック時の誘導を実施する	・運転時 100%	・運転者・作業員													・誘導者の指示に従う。	
	4. 運転中の携帯は厳禁とする。	・運転時 100%	・運転者													・運転マナー向上教育を行う。	
安全活動計画	1. 現地KY活動	・実施率 100%	・職長													・作業現場で行う。	
	2. 安全衛生パトロール	・月1回	・安全衛生委員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・点検表を使用し実施する。	
	3. 安全週間パトロール	・年1回	・事業主 安衛員													・社長等経営首脳が実施する。	
	4. 衛生週間パトロール	・年1回	・事業主 安衛員													・社長等経営首脳が実施する。	
	5. 5S運動	・毎作業日	・職長・作業員													・現場のルールに従い実施する	
	6. ゴミの分別収集	・毎作業日	・職長・作業員													・容器を事前に準備する。	

# 令和6年度 安全衛生行事予定表

行 事 項 目	実 施 事 項	目 標	担 当 者	年間スケジュール												実 施 上 の 留 意 点	評 價
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1. 安全大会	年1回社員、協力会社事業主等の出席により開催し、災害防止意識の向上を図る。	年1回 1月	安全衛生委員会			○										・年1回50名以上の出席により開催する。 ・開催役員については、事前に検討する。 ・開催通知は1ヶ月前に出す。	
2. 安全衛生協議会定期総会	年度安全衛生管理活動の報告と、新年度安全衛生管理方針の周知徹底	年1回 4月	安全衛生委員会	○												・会社の年度方針を周知する。 ・前年度1年間の安全衛生活動を全協力会社に周知する。 ・2ヶ月前から場所、資料等を準備する。	
3. 安全衛生委員会	・災害防止活動に関する事項の審議 ・安全衛生マネジメントシステムの運用に関する事項の審議	毎月1回 原則第2月曜日	安全衛生委員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・開催日に次月開催日を決定する。 ・規定に定められた事項のうち開催月に該当する事項を審議する。 ・議事録を作成保存する。	
4. 工事部会	・労働災害防止対策の検討、翌日の取り組みの検討 ・危険性・有害性等の調査及び防止対策の検討審議	毎月1回	工事担当責任者 安全衛生推進者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・安全衛生基本方針に対し、具体的な実施計画を策定し、通達する。 ・毎月3週間前に開催通知を出す。	
5. 安全衛生協議会	・労働災害防止に関する協議事項の伝達、翌月の取り組みの検討 ・現場における危険性・有害性等の調査 ・安全衛生研修	毎月1回 4月は、参加者全員に安全衛生計画書の説明を行う。	工事部 安全衛生委員会	○ ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・協力会社に対し、毎月の安全衛生活動の取り組みを周知する。 ・開催通知は3週間前に出す。 ・開催通知には予定議題を入れる。	
6. 特別パトロール	全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始の活動として合同パトロールを実施する。	工事部で決定し、現場を実施	工事部 安全衛生委員会				○			○		○				・巡回予定は関係者で事前に打ち合わせる。 ・チェックリストを使用し実施する。	
7. 定期健康診断	・社員の健康管理のため健康診断を実施する ・特殊健康診断が必要な社員については、必要な都度実施する。	全社員100%	総務担当者						○				○	○		・実施結果については、総務部が指導、保管を行う。	

# 令和6年度 安全衛生教育計画表

教育項目	実施項目	目標	担当者	年間スケジュール												実施上の留意点
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1. 安全衛生計画周知勉強会	年度安全衛生計画を全協力会社の作業員まで周知・徹底する。	全作業員 4月～6月	工事担当責任者 安全衛生推進者 協力会社	←		→										・協力会社又は現場事務所にて実施する。 ・安全衛生方針、安全衛生目標、安全衛生計画等リーフレットを作成し、配付する。
2. 雇い入れ時安全衛生教育	新規に雇い入れした社員に対し、法令で定められた教育を実施する。	新規雇い入れ時 随時	総括安全衛生管理者	←											→	・法定の項目を実施する。 ・協力会社にも通知する。 ・外部講師も検討する。
3. 法定職長教育	新たに職長になる者に対し、法令で定められた教育を実施する。	新規指名時 随時	工事部管理課 工事担当責任者	←											→	・法定の項目を実施する。 ・協力会社にも通知する。 ・外部講師も検討する。
4. 職長能力向上教育	職長教育を修了し、5年以上経過した者に、職長能力向上教育を実施する。	該当職長 年1回	工事部管理課 工事担当責任者	←											→	・法定教育修了者で補習教育が必要と認める者 ・実施日数は1日とする。 ・協力会社にも通知する。 ・外部講師も検討する。
5. 車両系建設機械運転者再教育	車両系建設機械の運転者で、資格取得後3年以上経過した者に対して実施する。	該当者 随時	工事部管理課	←											→	・外部教育を受講させる。(建災防) ・協力会社にも通知する。
6. 社員定期安全衛生教育	現業社員に対し、安全衛生教育を実施する。 過去の災害、物損事故の周知教育をする。	毎月1回 協議会	工事部長 安全衛生推進者 工事部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・現業社員に受講させる。 ・毎月の安全活動計画を周知する。 ・現地KY、作業手順について指導する。 ・協力会社作業員も参加させる。 ・外部講師も検討する。
7. 協力会社事業主安全研修	安全衛生協議会会員に対し、事業主安全研修を実施する。	年1回 6月	工事部長 安全衛生推進者			○										・年1回受講する。 ・受講者は、協力会社事業主又は管理責任者とする。 ・外部講師も検討する。
8. 特別教育	協力会社及び現場の要請に基づき、特別教育を実施する。 安全帯(FH)	随時		←											→	・現場及び協力会社の要請に応じて実施する。 ・外部教育も受講する。
9. 作業員技術向上教育	工事部で資格取得の年間計画を立て実施する。	該当者 随時	工事部長 工事部管理課	←											→	・工事部で承認